同時代史学会 News Letter

第42号 (2023年II月) ISSN 1347-7587

〈今号の内容〉

・告知:2023 年度同時代史学会大会のご案内

研究会の記録:第51回定例研究会研究会の記録:第34回関西研究会

・寄稿(三宅明正会員)

・編集後記

【告知】

2023 年度同時代史学会大会 「安定化させる力学とかき消されていく声 一1973 年以降の水俣から考える―」 2023年12月9日(土) 東京経済大学

【告知】2023 年度同時代史学会大会のご案内

日時: 2023年12月9日(土) 9:30~18:30

自由論題報告 10:00~12:00 (対面のみ)

総会 12:40~13:10 (オンラインによる中継を予定)

全体会 13:30~17:40 (オンラインによる中継を予定)

懇親会 18:00~

会場:東京経済大学国分寺キャンパス2号館(東京都国分寺市南町1-7-34)

[自由論題報告]

A会場

報告 A-I「馬の食料化から考察する沖縄戦飢餓:沖縄島北部と宮古島の事例から」

謝花直美(同志社大学)

沖縄戦で飢餓をしのぐために馬を食べたという住民証言は多い。戦前には馬は沖縄各地の日本軍飛行場建設のための徴発、食糧増産の農耕、戦闘直前には住民立退き・避難の荷物車運搬に活用された。住民は所有する家畜の扱いにも制限を受けた。食糧確保が課題となった持久戦準備のために、沖縄県は家畜数を把握し所有者の自由屠畜を禁止した。管理が強化された家畜は豚の場合、連合軍侵攻前に多くが保存食糧にされたと考えられる。一方の馬については、日本軍徴発後からすでに食糧化が始まっており、戦争進行により統制・秩序も崩壊し、飢餓拡大とともに住民もまた役畜であった馬を食糧としたと考えられる。本報告では、沖縄戦の飢餓拡大と深刻化を「馬を食べる」ことから明らかにしつつ、日本軍と住民、住民同士の対抗的関係について、立退き・避難地となった沖縄島北部と馬産地宮古島の例を通して考察する。

報告A-2「「戦後」台湾の経験と日本の社会運動:ライフヒストリーからの考察」 松田京子(南山大学)

日本による植民地統治下の台湾で、植民地政府による学校教育を受けた台湾の人々のなかには、「戦後」の台湾で起こった二二八事件、その後の 50 年代白色テロルによって、大きな被害を被った人々がいる。「政治受難者」である彼ら彼女らは、例えば釈放後も日常生活の中で様々な困難を経験し、さらなる政治的な「受難」に直面する場合もあった。そのような中で、彼ら彼女らにとって日本語は「思考し表現するための主要言語」(洪郁如『誰の日本時代』法政大学出版局、2021 年、p.6)であったといえる。日本統治期の経験は、ポストコロニアル状況の中で、彼ら彼女らにどのような影響を与えたのか。また彼ら彼女らにとって、「日本」とはどのような存在であったのか。また彼ら彼女らの「受難」に対し

て、「戦後」日本の社会運動はどのように向き合い、どのように関わったのだろうか。これらの問題を、ある夫妻のライフヒストリーにそって、具体的に考察してみたい。

B会場

報告B-Ⅰ「占領期検閲と高群逸枝の女性史学」

蔭木達也

近年、連合軍占領期検閲に関する研究が進展している。しかし、歴史学系の著作における占領期検閲の影響についての研究は、戦中と戦後の断絶に鑑みて、検閲の研究を分析する作業が困難な部分がある。戦中期に皇国史観を掲げた研究者は戦後、著作を発表する間も無く追放され、占領期検閲の影響を辿ることは難しい。逆に、津田左右吉など戦中期は弾圧されていて戦後すぐに活躍した歴史学者は、占領期検閲で大きな問題となるような論述をする必要がなかったため影響がわからない。占領期検閲の影響が最も強く現れるのは、戦前に皇国史観に近い立場から天皇に関する研究を行い、しかし戦後占領期検閲の影響を受け、自説に修正を加えて歴史研究を続けた歴史研究者に限られる。そこで本報告では、一九三一年から歴史研究の道に没頭し、戦中期も研究成果を書籍や論文で発表し、戦後まで継続的に日本女性史の研究に取り組んだ高群逸枝を取り上げ、GHQとの関わり、著作出版の経緯などを分析し、占領期検閲の歴史学への影響の一端を明らかにすることを試みたい。

報告B-2「毛呂清輝の戦後における言説」

蓬田優人(東北大学大学院)

毛呂清輝(1913~78年)は、戦前から戦後にわたる昭和期に活動した「右翼」または「昭和維新」運動家である。國學院大學に在学中、神兵隊事件に参加した彼は、戦前期には大日本生産党や維新公論社等の組織に関与し、戦後には、機関誌『新勢力』の主幹を務め、同誌において影山正治や葦津珍彦、または鈴木邦男等、広く昭和期の右翼・愛国・保守運動を牽引した人物を、論客として多く呼び寄せた。

毛呂が積極的に自らの思想を発信・展開するのは、戦後(公職追放の解除を迎えてからである。自らが携わる『新勢力』をはじめとするメディアにおいて毛呂は、戦後日本における「国民運動」としての「昭和維新」を模索・提起したが、これまでその思想・活動について殆ど顧みられることがなかった。本発表では『新勢力』の他、『共通の広場』等のメディアにおける毛呂の言説を取り上げるとともに、「昭和維新」運動史上での毛呂の位置を明らかにする。

C会場

報告C-I「知識人たちの内灘闘争と内灘試射場返還」

宮下祥子(立命館大学)

全国初の本格的な反米軍基地闘争として知られる内灘闘争(1952~53 年)は、戦後日本の通史では必ず言及されるものの、本格的な歴史研究の対象とされる機会は稀であった。本報告は、清水幾太郎を中心とする論壇知識人と金沢在住知識人たちの議論を手がかりとして、内灘闘争および内灘試射場返還(1957 年)の内実に、従来の歴史叙述とは別の角度から光を当てるものである。

闘争時、外部の知識人・革新政党・労組・婦人団体等が盛んに内灘を訪れて重要なアクターとなったが、彼らの多くは、米軍基地問題の根本要因をなす日米安全保障条約の破棄を究極の目標としていた。他方で、内灘砂丘・海面の接収「絶対反対」を叫んだ内灘村民のほとんどは零細な農漁民であり、彼らにとっては生活権の擁護こそが差し迫った問題であった。両者の異質性は闘争の結末に決定的な影響を及ぼしたが、そこに向き合った知識人の議論と関与を明らかにすることで、闘争の再考を試みたい。

報告C-2「反戦・反軍運動と女性解放運動が交わる時:1970 年代初頭の沖縄におけるウィメンズハウス」

大野光明 (滋賀県立大学)

1972 年秋、沖縄県コザ市にウィメンズハウスというスペースが米国のベトナム反戦運動団体パシフィック・カウンセリング・サーヴィス(PCS)によって開設された。PCS は1969 年にカリフォルニア州で活動を始め、反戦意識をもつ兵士の抵抗をさまざまなかたちで支援していた。その後、PCS は米国西海岸の諸都市へ、そして 1970 年春以降には東京、沖縄、岩国、フィリピンなどへと活動拠点を広げた。ウィメンズハウスは沖縄駐留部隊に所属する女性、男性兵士の妻子、日本のウーマンリブ活動家、沖縄の女性などが、女性としての抑圧について自らの経験に即して話し、考え、解放を求めるスペースとして運営された。本報告では、ウィメンズハウスがなぜ、どのようにつくられたのか、また、どのような活動が行われたのか、文書資料とオーラルヒストリーから明らかにする。越境する女性運動と反戦運動の歴史を交差させ、70 年代初頭の沖縄での取り組みの歴史、内容、意味を検討する。

D会場

報告D-I「I960年の日玖通商協定の締結と池田政権の対キューバ「独自路線」」 ロメロ・イサミ(帯広畜産大学) 1959年の革命の勝利後、池田政権(1960~64年は、米国の敵国であったにもかかわらず、日本はキューバに対して「独自路線」を展開した。なぜ日本はこのような外交を打ち上げたのか。先行研究では、日本のキューバ糖依存が強調されている。当時、キューバは日本の砂糖輸入先国の | つであった。そして | 1960年に締結した日玖通商協定によって日本政府は、キューバが価格競争力を維持する限り、年間 45万トンの砂糖輸入をコミットメントしたのだ。したがって、1961年に米国政府が池田政権に対キューバ「封じ込め」政策への協力を求めたとき、日本は協力できなかった。国交を断絶すれば、国内砂糖が減少する可能性があったのである。

しかし、田中高が 2012 年に『ラテンアメリカ・レポート』誌で掲載した論文「日本キューバ貿易小史 - 通商協定締結の軌跡」を除いて、日玖通商協定を | 次史料で検証した研究は存在しない。本報告では、日・米・キューバの外交史料を軸に、池田政権の対キューバ「独自路線」に影響を及ぼした日玖通商協定の締結過程について論じる。

報告 D-2「1982 年歴史教科書問題発生時の日韓の反応と共同研究の流れ」

谷口綾美(南山大学大学院)

本研究では、1982年に起こった歴史教科書問題について取り上げる。日韓の両国政府と政治家の動きは、先行研究を参照しながら、国会議事録、新聞記事を資料として分析した。世論の動向を知るための手段としては新聞記事を資料とし、それぞれ発行部数が第一・二位を占めている、日本の「読売新聞」「朝日新聞」、韓国の「朝鮮日報」「東亜日報」を分析対象とした。研究者の動きについては、先行研究の読み取りに加え、両国の関連学会の機関誌に掲載された声明等の分析を行った。

また、このような摩擦を乗り越えるため、歴史共同研究の動きが活性化する傾向が見られた。これについては、先行研究や共同研究に参加した研究者が書いた文章に加え、共同研究の成果物として出版されている教材等を資料として調査を行った。対立と、乗り越えようとする動きの両面を見ることで、今後の日韓間における歴史・教育研究の道標を作るための一つの材料となることを目指したい。

E会場

報告 E-|「江藤淳と 1980 年代初頭の憲法論争」

多谷洋平(立命館大学大学院)

本報告では、文芸評論家・江藤淳(1932~99 年)が、自身の GHQ 占領期の研究と関連する形で行った日本国憲法をめぐる主張と、それに対するメディア上での知識人の反応に焦点を合わせ、1980 年代初頭における憲法論争を再検討する。

1978年、文芸評論家・本多秋五らと第 2 次世界大戦における日本の降伏形態をめぐって、「無条件降伏」論争と呼ばれる論戦を繰り広げた江藤は、翌 1979年 10 月から、米国ワシントン DC のウィルソン研究所を拠点に、占領期の言論検閲に関する資料の検索と検討を精力的に行っていく。また、江藤は言論検閲の研究と並行して、日本国憲法に関しても主張を行い、この点においてもメディア上で論戦が展開されていくこととなった。

本報告では、江藤の日本国憲法をめぐる主張を整理するとともに、当時の知識人たちが 江藤の議論にどのような反応を行ったのかを確認することで、1980年代初頭における憲法 論争がいかなる意義を持つものであったのかを考察したい。

報告 E - 2「ポスト冷戦移行期「日本」の自画像:「湾岸戦争に反対する文学者声明」をめ ぐる議論を中心に」

名合史子(東京外国語大学大学院)

1991年湾岸戦争のさなか、柄谷行人をはじめとした日本の一部の知識人が「湾岸戦争に 反対する文学者声明」を発表した。この声明は、反戦という立場を表しただけでなく、ポスト冷戦世界における日本を再考するような意味合いを持つものだった。本報告では、「声明」とその批判を含めた同時代の議論の分析を通して、「声明」が「日本」をめぐるナショナル・トランスナショナルな問題にどのように応えていたかを検討する。「声明」とその議論の大部分は、日本国憲法と天皇制をめぐるネーションとしての「日本」の問題を引き受け、戦後の歴史化を迫った。一方で、アメリカや東アジアという「他者」を部分的に認識し、トランスナショナルな歴史観の中から暫定的な「日本」の理念を見出す可能性と限界を露わにした。これらの議論は、ポスト冷戦移行の中で一部の知識人が共有した、過去を歴史化することと、過去を超越して未来を創ることの葛藤と切迫感を表すものだった。

[全体会]「安定化させる力学とかき消されていく声――1973年以降の水俣から考える」

趣旨説明: 13:30~13:40

〈研究報告〉

井上ゆかり(熊本学園大学水俣学研究センター): 13:40~14:30

「一次訴訟判決後から現在までの水俣病被害当事者の『かき消されゆく声』」

原子栄一郎(東京学芸大学環境教育研究センター): 14:30~15:20

「水俣病を環境教育として取り上げることにおいて、緒方正人さんを考材とすること によって何がもたらされるか? 私の大学環境教育実践から」

〈対談〉

遠藤邦夫(元水俣病センター相思社)・及川英二郎(東京学芸大学): 15:30~16:20

〈討論〉: 16:25~17:40

〈全体会趣旨文〉

本年度は 1973 年に水俣病第 | 次訴訟の熊本地裁判決が出て 50 年の節目にあたる。そこで、同時代史学会では、「安定化させる力学とかき消されていく声ー1973 年以降の水俣から考えるー」と題して大会企画を組んだ。

2002年に設立された同時代史学会では、すでに 2008年に「消費からみる同時代史」と題して、高度経済成長期の消費生活と公害問題のあり方について論じた。また、本年度5月に開催された歴史学研究会の現代史部会では、「社会運動と環境・民主主義—新自由主義時代の民衆像を求めて—」と題する企画が組まれている。他方、1990年代から活動を続けている水俣フォーラムがこの秋「水俣・福岡展 2023」を開催したほか、今月は 2013年に発足した「公害資料館ネットワーク」のシンポジウムも予定されている。

これらをふまえ、本企画では熊本地裁判決後の「水俣」について、被害者やその家族の その後の「生」のリアルや地域社会の実像をていねいに拾いながら、「かき消されていく 声」を考察したいと考えた。その含意は以下の通りである。

ある段階で社会的に喚起されたり再喚起されたりする問題は、そのつど「安定化」させる力学にさらされ、さまざまな現場の「声」がかき消されていく。今日の原発問題をはじめ、戦争や震災からの「復興」といった過程にも、同様の現象が見られるだろう。この「安定化」に関わる動きは多元的で複合的である。加害企業や行政による動きもあれば、メディアや一般的な世論の動きもある。地域社会内部でのさまざまな人間関係によってもそれはもたらされるだろう。大量消費社会や新自由主義によって痩せ細っていく公共圏の問題もある。アカデミズムや教育現場の関与も否定できない。

1950年代に「奇病」として顕在化した水俣病は、1959年に新日本窒素肥料株式会社 (以下チッソ)の工場排水による有機水銀中毒であることが熊本大学医学部の研究班によ って特定されたが、行政やチッソの妨害などから被害者の訴えは封印された。1960 年代後半に全国的に反公害の機運が高まるなか、1973 年の熊本地裁判決によりチッソの加害責任が確定するが、それ以後も、補償協定をめぐる直接交渉が行われたほか、環境庁(当時)の定めた認定基準をめぐる未認定患者の問題は現在も係争中である(9月27日 大阪地裁判決)。その間、「水俣病関西訴訟」で国や県の行政責任が問われるなか(2004年10月15日最高裁判決)、国家による「和解」や「救済」にむけた取り組みがある一方で、水俣では市民同士の分断を修復する「もやい直し」の試みが1990年代以降取り組まれてきた。

そうしたなかで水俣のローカルな現状は、ともすると美化され神話化される。その傾向は、アカデミズムの良心的な研究活動にも内在しうるし、「水俣を教える」という場面においても、無視できない傾向としてあるだろう。過去の問題を現在の問題に直結させて考える「非歴史的思考」の陥穽もある。リアルな(そして歴史的な)「人間」の存在がともすれば軽視されるこれらの傾向に対して、私たちはまず、生身で等身大の「水俣」が1973年以降も存在するという当たり前の事実を再確認したいと思う。そこには、被害者同士の軋轢や葛藤も当然含まれよう。そうしたローカルな視点を見失うことで、「安定化」させる力学に対して私たちは無防備となる。今回の大会では、被害者や地域社会の実像を美化することなく提示し、「かき消されていく声」や「安定化させる力学」の具体像を1973~1990年代を軸に検討したいと思う。

そこでまず井上ゆかり氏には、「一次訴訟判決後から現在までの水俣病被害当事者の『かき消されゆく声』」と題して、1973年以降の「かき消されていく声」の実状を、女島の漁民やチッソ労働者の視点、また現在の胎児性世代の訴訟や認定されない被害当事者の状況などを中心に紹介していただく。これまで多くの患者さんに接してこられ、「人間の営みを中心とした理論形成」を志してこられた井上氏に、さまざまな立場をふまえた生のリアルを見据え、「安定化」させる力学にさらされた現場の視点から問題提起していただく。

また、原子栄一郎氏には、「水俣病を環境教育として取り上げることにおいて、緒方正人さんを考材とすることによって何がもたらされるか? 私の大学環境教育実践から」と題して、ご自身が経験された研究上の転回をふまえ、「チッソは私だ」という緒方正人さんの「魂」の視点から論じてもらう。緒方さんの視点は、加害企業や行政を免罪しかねない危険性があるものの、その視点を抜きにした社会批判もまた表面的なものになりかねない。水俣病事件を環境教育として取り上げるさい、その視点をいかに活かしたらよいか。ご提案いただければと思う。

これら2つの報告をふまえ、患者支援団体である水俣病センター相思社の元職員・遠藤邦夫氏には、本企画担当者である及川英二郎との「対談」を通して、主に「もやい直し」に至る経緯やその歴史的意義について、「集合的トラウマ」の両義的側面などに着目しなが

ら論じていただく。活動家として、また支援者として関わってこられたご経験をふまえ、 社会運動のあり方やその限界について論点を提示していただければと思う。

「安定化」させる力学がいまもなお作動ししつづけるなか、水俣が発信する問いは何か、それはどのようにして受け止められるべきか。「水俣」を論ずるさい、「公害」一般のなかでそれを普遍的に思考する視点とともに、その固有性を注視し、個々の「人間」に立脚点を見出しながら、「公害」だけではない他の諸問題とリンクさせて思考する視点が同時に求められよう。これら2つの視点は、せめぎ合い、かつ共存することで、より生産的な知見が得られるはずである。フロアからの積極的な参加を期待したい。

〈全体会報告要旨〉

報告I:井上ゆかり(熊本学園大学水俣学研究センター)

「一次訴訟判決後から現在までの水俣病被害当事者の『かき消されゆく声』」

1973年の水俣病第一次訴訟判決から今年50年を迎えた。この判決では加害責任と一時金の賠償命令のみであったため、患者がチッソと直接交渉し現在の補償協定内容になった。翌年には認定申請患者協議会が結成され、いわゆる未認定患者総申請運動が始まり、係争課題は加害責任追及から水俣病かどうかに変わっていった。こうしたなかで幾度も被害当事者は声を上げ続け勝訴し、結果として国は1996年の水俣病総合対策医療事業から2005年、2009年と3度「チッソとの紛争状態の終結」として「行政責任は今後追及しない」ことを条件に和解施策をとってきた。しかし、この和解は必ずしも被害当事者側が望んだ形ではなかった。

2023年9月27日に水俣病不知火患者会近畿訴訟大阪地裁判決で原告全員を水俣病と認める司法判断が下された。同訴訟の熊本や東京での判決も控え、さらには第二世代訴訟、また新潟の二次訴訟も続いている。事態が長期化するのは、訴訟で原告が勝訴すれば潜在していた被害当事者が新たな認定申請者として増加するという状況が50年も続き、その反面、地元ではこれまでの和解が「水俣病ではないのに一時金を貰っている」という地域内での差別を生み出し、申請が抑制されていたからにほかならない。

一方、水俣市議会の議会運営委員会は 2019 年に水俣病問題を審議する「公害環境対策特別委員会」の名称から「公害」を外す議案を可決し、2023 年百間排水口の樋門撤去工事が突如発覚し被害者団体の抗議行動が起こった。水俣市長は「ここまで注目されるという認識はなかった。」と地元新聞の取材に答えている。 権力が公害への強い圧力を示す水俣において、被害当事者が声を上げ続けることは、その声をかき消そうとする圧力との闘いでもあった。一次訴訟原告は「人間としての復権」、いまの第二世代訴訟原告は「胎児性世代、不知火海沿岸住民を代表する闘い」だと表現する。

この報告では、故原田正純らと地域に入り調査研究をすすめてきた経験を踏まえ、漁民 やチッソ労働者らの現状と「かき消す」力とは何か、さらに研究者としての中立とは何か 考えてみたい。

参考:

井上ゆかり『生き続ける水俣病:漁村の社会学・医学的実証研究』(藤原書店、2020年)

報告2 原子栄一郎(東京学芸大学環境教育研究センター)

「水俣病を環境教育として取り上げることにおいて、緒方正人さんを考材とすることによって何がもたらされるか? 私の大学環境教育実践から」

現代環境教育の世界標準は、ESD(持続可能な開発のための教育)である。その根本課題は、「持続不可能な社会を支えている教育を考え直し、その向きを変えること」である。 環境教育を担う者にとって、これは避けて通ることができない課題である。

報告では、私の大学環境教育実践の試みを紹介する。実践では、教育にかかわる一人ひとりが自分を棚上げにしないで、自分のこととして根本課題を受け止め、<この私>はどこから来たのか、<この私>は何者か、<この私>はどこへ行くのかを、自分を振り返り、よく吟味し考えてみることを基本方針としている。このもとに、持続不可能な社会を象徴する水俣病を取り上げて、「一人の人間」として、いろいろな立場から水俣病に深く長くかかわった人(たち)に着目し、その人(たち)に関する文字資料を読み、映像資料がある場合には視聴して、その過程で<この私>は何をどのように感じたり、思ったり、考えたりしたか、自分の心の消息を綴り、クラスメートと共有し議論するワークを行っている。

緒方正人さんは、このシリーズ「水俣病から考える」ワークの中で扱う「一人の人間」 である。

報告では、大学環境教育実践の概要を紹介した後、緒方さんの「魂のゆくえ」(栗原彬編『証言 水俣病』岩波書店、2000 年)をテキストにして彼の来歴をたどる。その際、来歴の中に見て取ることができる「転生」と呼びうるような生の質的転換、特に「魂」の境地への到達と、それを引き起こした出来事や事情に注目する。その上で、2000 年代半ばに研究上の「自己分裂」を引き起こしていた私に与えたインパクトを含め、水俣病を手掛かりにして現代環境教育の根本課題に取り組むことにおいて、緒方さんを考材とすることによって何がもたらされるか、現代環境教育の根本課題、人間として生きる、水俣病のとらえ方、環境教育のパラダイムなどとのかかわりでお話ししたいと思う。

【研究会の記録】

第51回定例研究会

日時 2023年7月8日(土) 13:30~17:30

場所 法政大学市ヶ谷キャンパス大内山校舎 Y702 教室

共通テーマ 院生・若手自由論題報告会

〈研究報告〉

蒲原 まゆみ (軽井沢歴史民俗資料館・学芸員)

「『銃後』における旅館と地域社会——学童集団疎開の受け入れの視点から」

荻 健瑠 (法政大学大学院政治学研究科博士後期課程)

「日本社会党と〈文民統制〉―再軍備問題から四次防先取り問題までを中心に―」

小口 晃平(立教大学法学研究科博士課程前期課程修了)

「西銘順治県政期における在沖自衛隊をめぐる政治――1978~1990――」

〈報告要旨〉

「「銃後」における旅館と地域社会 一学童集団疎開の受け入れの視点から―」

蒲原 まゆみ (軽井沢町歴史民俗資料館)

はじめに

本報告の課題は、戦争末期における地方の人びとの「銃後」のすがたを、学童集団疎開の受け入れを視点に明らかにすることである。集団疎開の「受け入れ」について政策と実態の面から明確にすること、そしてそこに現場で関わった人びとの営みを「銃後」に位置付けたい。

課題解明の場として温泉地と町場を設定した。なかでも疎開児童たちの生活の場であった 旅館に注目する。児童と直接交流した旅館関係者の対応をみていくことで具体的な受け入れ の実態解明を目指したいと考える。温泉地と町場のような性格の異なる二つの地域を取り上 げることになった背景には、旅館といってもその規模や受け入れの方法に違いが見られたか らであった。

具体的なフィールドとして、山梨県東部地域(郡内地方)上野原町を町場として取り上げた。次に、温泉地として神奈川県足柄下郡箱根地域を取り上げた。使用した資料は、地元の新聞記事や、自治体史や教育史に編さんされている疎開関係文書である。箱根においては、箱根温泉旅館ホテル協同組合が所蔵する会議録を使用することができた。これは、1919(大

正8)年から 1984(昭和 59)年までの議事録であり、ここでは 1943 年頃から 1946 年までのものを用いている。

先行研究にみる課題とその克服方法

先の課題が先行研究においてどのように位置づくのか。

1970年代にスタートした学童疎開研究は、政府がつくりあげた戦時下の教育的施策という視点で、批判的に分析し全体像の解明に取り組んでいる。この取り組みに、体験者自らも研究に加わっていく。よって、体験者の声を通じて浮かび上がった凄惨な実態が研究に反映されていった。

近年は、体験者が高齢となったことで研究の担い手の世代交代が起きている。この変化によって受入れ地域を基盤とした疎開生活の現場に即した実態解明が取り組まれるようになった。また、1990年以降は戦後 50.60…周年という節目に合わせて、受け入れ側の役場文書や、学校文書、新聞記事などから学童疎開を詳細に分析する作業が各地でなされた。教育史や地域史において学童疎開への言及は外せないものとなった。

詳細な実態解明を目指すという点で受け入れ地域に焦点を当てた近年の研究の動向は、このたびの報告の趣旨とも重なる。ただし、2000 年以降の「日本帝国」期の移動という観点から疎開が取り上げられたことも無視できない。学童疎開研究は、もはやこれまでのように教育史や自治体史に沿うものではなくなっている。ただし、その流れにおいても、受け入れ側の人びとの視点に立った研究は少ない。

こうした課題を克服するためにも、受け入れの営みを「銃後」史への位置付けたいと考えた。戦時期の人びとの営みのなかに「銃後」があった事実を、さらに明確なものとさせ、学 童疎開の実態を受け入れ側から捉えていく。

「旅館」が児童を受け入れるということ

政策において、学童疎開の旅館による受け入れについて検討した結果を述べたい。結論を言えば、旅館が収容先として利用されるということは、当時の政府が、児童の疎開先での教育環境を二の次にして、収容先を確保することに重点を置いたことを証明するものであった。実際に、旅館のような環境では授業ができないとして授業を受け入れ校なる地元の国民学校で対応している。当初は政府も「居住」と「教育環境」を区別することの不可能な収容先の状況を懸念していた。したがって、戦時下の特殊な教育的施策として検証されてきた学童疎開は、実態に基づけば、その枠組みにとどまらないものとなっていたといえる。

その前提条件として、教会や、寺、集会所など教育的施設の受け入れ先の確保が進まなかったことがある。それについての理由は明確ではないが、こうした状況下で旅館組合は、業者を斡旋し組織的な受け入れをおこない。宿舎の半数以上を旅館が担うことになった。その

積極的な受け入れ姿勢は、疎開者や担当官に歓迎された。次第に、寺院よりも風呂やトイレなどの設備の改善費がかからない、従業員が食事の提供にも慣れているという理由から、旅館が受け入れ施設として最も適しているとみなされるようになっていく。

ただし、実施からしばらくすると「温泉旅館」は「収容過多」や交通上の不便、食糧難などを理由として「適切ナラザル施設」と判断され、児童は移転を余儀なくされる。したがって、旅館は、集団疎開の受け入れを通して「銃後」の役割を見出したものの、課された役割と負担は大きくしだいに手に負えなくなっていったのである。

受け入れ側の実態

第一に、上野原町の事例から町場における農業と兼業する旅館の銃後のすがたをみた。かつて宿場町として栄えた町場の旅館業は、交通機関の発達によって衰退していた。専業の旅館は存在せず、旅館組合員が地元の農業会を兼任していた。ただし、そうした農業会のネットワークが、疎開児童の食糧確保のために活かされた。

疎開児童の生活全体を支えようとした営みの背景には、警察署や地方事務所、組合の施設 提供の要請に応えるためだったと考えられる。町場には、そうした機関が密集してそなわっ ている。「旅館」は常に監視下に置かれていたといえる。そして、こうした地域社会の構造が 受け入れ体制を形成するのに役立ったといえる。

第二に、温泉地として栄えていた箱根は集団疎開の受け入れに貢献していることに対しより高い意識をもっていたことが議事録から判明する。営業を放棄してまで受け入れているのだという主張をもとに、組合は施設提供の「借上料金」をめぐって寺院やその他の施設提供の「貸上せるにより当然差あるべき」と何度も警察署や地方事務所に主張する。交渉の締結をみたときには、予算の都合がとれ次第、旅館の設備に合わせて料金を引き上げると相手は譲歩したすがたをみせた。この長い交渉から、「銃後」における旅館の矜持と経営を維持しようと必死なすがたがうかがえる。

集団疎開の受け入れは「療養所への借上料金と同等な額が支払われるべきだ」という組合 関係者の主張からみるに、療養所に貸し出すよりも低い借上料が設定されていたことがうか がえる。したがって銃後にも格差があり、疎開児童の受け入れは下位に設定されていたとわ かる。

おわりに

旅館業は戦争と離れたところにあると考えられ、その役目に引け目を感じていた。そうしたところに、国家の実際の依頼が舞い込んできたのである。かつ集団疎開の受け入れは旅館にとってこれまでのように、身を削られるような供出や、奉仕活動、自粛などとは性質の異なるものであった。施設を提供し、児童の食事の世話をすることで、公費で「借上料」や「賄

費」が支払われることになっていたのである。各地の旅館組合は積極的にこれを引き受け、 業者を斡旋していった。

しかしながら、全ての業者がこれに乗り気だったわけではない。見通しが不十分な集団疎 開政策に対する疑問や不安は尽きなかった。予想される役割の負担の大きさに対して、一部 の旅館経営者たちは従業員の流出につながりかねない、と恐れていた。ただし、こうした業 者の姿勢は「非協力的」であると新聞報道される。また、組合のほか警察署、地方事務所も この要請に動き出す。こうした団体からの圧力によって受け入れに応じていくすがたは温泉 地と町場の旅館で共通するところである。

ただし、温泉地においては旅館業こそが地域社会のおもな産業であったという点で町場よりも、経営者たちの「銃後」にかける思いが強かったと考えられる。しかし、ひとつの温泉地で引き受けた人数はあまりに多く旅館の抱える負担は増大し、結果的に一部の旅館では疎開児童の病気や食糧不足を理由に再疎開を強いてしまった。

町場の旅館は、一軒 30 名ほどの規模を受け入れ、地域としても全体で 100 名ほど受け入れたに過ぎない。温泉地よりも受け入れの永続性は見込めるはずであった。しかし、1944年2月の6年生の進学を理由とした収容人員の減少と、町場のような人口密集地は空襲の対象となったことから敗戦前には体制が崩壊する。

以上より、一見すると消極的にも見えるこの「銃後」の営みは、旅館業者にとっては、生活を支える仕事として捉え返された。本報告では、受け入れ側の主体性と、その実態を明確にしたことを成果とする。

「日本社会党と〈文民統制〉—再軍備問題から四次防先取り問題までを中心に—」 荻 健瑠(法政大学大学院)

本報告の目的は、日本社会党(以下、社会党と略記)が講和問題をめぐって左右に分裂した 1951 年から、社会党が独自の文民統制論を論じ始めた 1972 年までの期間における社会党内の〈文民統制〉概念の歴史的展開を論じることであった。

非武装中立を掲げ、自衛隊反対を掲げる社会党が自衛隊の存在を認めた時期を特定することは、社会党が「現実主義」化した時期の特定に有効であると考えられてきた。したがって、社会党の非武装中立の修正と自衛隊の承認という問題は、これまで研究者たちの関心を集めてきた(福元 2000 年、渡辺 1991 年、森 2001 年、新川 2007 年、的場 2012年)。

ところで、社会党は、政府・与党を批判する道具として、しばしば〈文民統制〉を用いてきた(〈文民統制〉概念については、荻 2021 年を参照)。社会党と〈文民統制〉は決し

て無縁ではない。他方で、大嶽秀夫が「制度的なシビリアン・コントロールの確立は、「軍隊である」ことを正式に認めることを前提としなければ、成り立たない」と述べたように(大嶽 2005 年、40 頁)、〈文民統制〉を論じるためには、統制を行う文民だけでなく、統制の対象である軍事組織の存在を承認しなければならない。〈文民統制〉への言及は、自衛隊容認への扉を開く可能性を秘めているのである。以上のように、社会党の〈文民統制〉論と自衛隊の承認は密接に関連しているという仮説の下、本稿は社会党内における〈文民統制〉論の歴史的展開を論じることを試みたのである。

本報告はまず、右派社会党に注目した。右派社会党内において、西尾末広を中心とする、いわゆる西尾派が再軍備論を展開していたためである。例えば、西尾派の一人と位置付けられる曾禰益は既存の日米安保条約の改定を要求しつつ、対等な日米間の地域集団安全保障制度を暫定的に設けることを構想していた。そして、国連の集団安全保障機能が拡大した際には、国連主導の集団安全保障による防衛体制の構築を構想していた。このため、国連主導の集団安全保障体制への参加に必要な軍事力を保持することを曾禰は否定しなかった。

また、西尾派の一人である西村栄一も「新しい軍隊」の建設を主張していた。ここで注目すべきは、「新しい軍隊は民主主義の原理によつて指導され、かつそれへの忠誠にめざめたものでなければならない。統帥は完全に政治に従属さるべきである」という西村の主張である(「民主社会主義の立場とその自衛態勢」『戦後日本防衛問題資料集 自衛隊の創設第3巻』)。西村は、再軍備は〈文民統制〉の下で行われると主張していたのである。この当時、再軍備論を主張していた保守派の再軍備論者たちは再軍備と共に戦前のような軍国主義の再台頭を抑止する措置、すなわち〈文民統制〉の徹底を主張していた(荻 2021年)。再軍備論者たちは必ず〈文民統制〉について言及しなければならなかったのである。

以上のように、西尾派内では再軍備論が論じられていたが、右派社会党は再軍備を認めなかった。右派社会党が認めた「再軍備」とは、警察予備隊程度の「治安力」の再建であった(「要領政策問題整理案」『日本社会党政策資料集成』)。右派社会党が「治安力」以上の再軍備論を論じることはなかったのである。その後、左右社会党が統一されると、社会党の再軍備反対の立場は強化されることになる。そして、再軍備を主張していた西尾派は党外へと追いやられていくのである。

1965年2月、衆議院予算委員会の席上で、いわゆる三矢研究が暴露され、〈文民統制〉が問題化した。この際、社会党は三矢研究を「軍政復活、クーデター計画の事実上の準備行為」と位置づけ、批判を行う(「三矢研究問題について 党声明」『資料 日本社会党四十年史』)。これに対して防衛庁は「三矢研究は、防衛計画ではない」と述べた上で、「三矢研究には、政治介入の意図はない」と主張した(『海原治関係文書』請求番号 17-15-14)。この際、注目すべきは社会党の〈文民統制〉批判である。三矢研究の追求において、社会

党は政府・与党の〈文民統制〉の不備を批判したが、その〈文民統制〉の担い手は政府・ 与党であった。この当時、社会党は政府・与党に代わって〈文民統制〉を行うとは主張し なかったのである。後述するように、1972年にも再び〈文民統制〉が問題化するが、その 際、社会党は自らを〈文民統制〉の担い手として位置付けるのである。

ところで、三矢研究が問題化した際、〈文民統制〉の問題を追及した社会党所属の政治家が存在した。石橋政嗣である。石橋は三矢研究をきっかけに、「シビリアン・コントロールを如何に確立するか」に関心を向けるようになる(『石橋政嗣関係文書』資料番号 99)。

石橋は〈文民統制〉についての考察を独自に行っていく中で、独特な主張にたどり着く。石橋によれば、違憲である自衛隊は解散するべきであるが、自衛隊をいかに否定しようとも、現実に存在する自衛隊が直ちに消えてなくなるわけではない。したがって、社会党には現実に存在する自衛隊をコントロールする責任があるのだと石橋は主張したのである。そして、石橋は自衛隊をコントロールする手段として、国会審議を重視し、国会に自衛隊を審議する委員会を設置することを主張していく。これは、内閣や防衛庁長官、防衛庁内局に所属する防衛官僚は自衛隊をコントロールする能力が低いと石橋が低いと考えたためであった。

この石橋独自の〈文民統制〉論は、1966年に石橋が発表した石橋構想にも盛り込まれることになる。同構想において、石橋は国会における自衛隊の審議、すなわち「シビル・コントロール」を経て、自衛隊を「国民警察」へと改組していくと主張したのである(『石橋政嗣関係文書』資料番号 91)。しかしながら、この石橋構想に対しては、社会党主流派は否定的であった。石橋構想とそれに付随する〈文民統制〉論は、自衛隊の容認、さらには非武装中立の破棄を意味していると認識されていたためである。

その後、1972年2月、四次防先取り問題が発生し、〈文民統制〉が問題化した。当初、社会党は三矢研究の際と同様に、政府・与党が軍国主義化していると批判を行っていた。しかしながら、その約 I か月後、社会党外交防衛委員会は、「「文民統制」強化に関する党の態度について」を発表し、文民統制の強化を主張するに至る(『月刊社会党』第 183号)。社会党外交防衛員会は、佐藤政権とは「まった〈逆の立場から「文民統制」の強化が必要である」と述べた上で、「国民による監視(筆者注:自衛隊への監視)の強化と自衛隊の調査・摘発機構の設置」を主張したのである。この社会党外交防衛委員会の主張に従えば、社会党の主張する〈文民統制〉の強化とは、自衛隊が「戦力」であり「軍」であることを明らかにし、自衛隊の「違憲性」を明確にするためのものであった。

この独特な〈文民統制〉論を分析するにあたって、注目すべき点は〈文民統制〉の主体、すなわち担い手が誰かという点であろう。社会党外交防衛員会は社会党を〈文民統制〉の担い手に位置付けていた。後の自衛隊違憲合法論が「自衛隊を認知する過程の一つのステップ」であったように(原 2000 年)、社会党が自己を〈文民統制〉の主体に位置付

けることは、自衛隊の存在を暫定的ながらも承認することを意味していたと考えられる。 したがって、1972年におけるこの見解は、非武装中立の前提を揺るがしかねないものであった。その後、この〈文民統制〉に対する見解は、社会党中央執行委員会において承認され、党の正式な見解となるが、それによってもたらされる帰結について、社会党内でどれだけの注意が払われていたかについては不明である。

社会党内における〈文民統制〉の見解に対する評価はともかく、社会党が自己を〈文民統制〉の主体に位置付けたことは、もう一つの極めて重要な帰結をもたらしたであろう。すなわち、社会党による防衛政策論争の本格化である。1970年代の社会党は、国会審議を通じて当時の防衛政策に少なくない影響を与えていた政党であった(大嶽 1983年、本間2020年)。防衛政策を軍事組織の管理・運営に関する政策であると定義するのであれば、安全保障政策はともかく、軍事組織の存在を認めない限り、防衛政策を論じることは出来ない。1972年の社会党の〈文民統制〉に関する見解の表明は、社会党が自衛隊の管理・運営に関する政策の論争—防衛政策論争—の壇上に上がるための重要なステップであったのではないだろうか。

付記

本報告は筆者が 2020 年度に法政大学へ提出した修士学位論文「戦後日本における〈文 民統制〉の形成と展開—警察予備隊の創設から四次防まで—」の一部に加筆・修正を行っ たものである。本報告に対して、会場からいくつかのコメントと質問を頂いた。頂いたコ メントと質問については、今後の研究課題としたい。

主要参考文献

大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治』三一書房、1983年。

渡辺治「現代日本社会と社会民主主義―「西欧型社会民主主義」への模索とその隘路―」 東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 構造 第5巻』東京大学出版会、1991年。 原彬久『戦後史のなかの日本社会党』中央公論新社、2000年。

福元健太郎『日本の国会政治 全政府立法の分析』東京大学出版会、2000 年。

森裕城『日本社会党の研究─路線転換の政治過程─』木鐸社、2001 年。

大嶽秀夫『再軍備とナショナリズム 戦後日本の防衛観』講談社、2005 年(初版: 1988年)。

新川敏光『幻視のなかの社会民主主義—『戦後日本政治と社会民主主義』増補改訂版—』 法律文化社、2007 年。

的場敏博『戦後日本政党政治史論』ミネルヴァ書房、2012年。

本間剛「国会審議の研究 憲法の制約と文民統制」東京大学博士学位論文、2020年。

荻健瑠「戦後日本における〈文民統制〉の形成—米国の対日占領政策から国防省昇格問題 までを中心に─」『法學志林』第 119 巻第 2 号、2021 年。

「西銘順治県政期における在沖自衛隊をめぐる政治――1978~1990――」 小口 晃平(立教大学大学院前期課程修了)

はじめに

近年、沖縄において自衛隊に対する県民の肯定的な評価は7割を超える。しかし、返還期の世論調査にさかのぼると、自衛隊・米軍共に肯定的な評価は3割程度であった。 米軍と同じく、否定的な評価が当初なされていた自衛隊への評価は、なぜ、いかにして肯定的な評価へと変化していったのであろうか。この問いを解くために、本報告は、保守県政であった西銘順治知事県政下(在任期間:1978~90年)において、当時既に5割以上の県民が自衛隊を支持する傾向にあった沖縄で自衛隊の支持が拡大していく過程を明らかにすることを目的とする。なお、本報告はリサーチ・ペーパー(修士論文に相当)の第三章に加筆・修正を行ったものである。

西銘順治保守県政の誕生と自衛官募集業務への着手

1978年 12月の沖縄県知事選挙にて、自民党から出馬した西銘順治が当選した。これにより、沖縄返還後初の保守系知事が誕生することになった。

西銘は日米安全保障体制や基地の存在を認める姿勢をみせ、自衛隊についても県による 自衛官募集業務受け入れを就任早々表明した。当時、沖縄県は全国で唯一この募集業務を 県が実施していなかった。

だが、79年中は県議会の過半数を革新系が占めていたためすぐさま実現はできず、翌80年6月の県議会選挙で保守が議席の過半数を得たことで、募集業務委託費を含む補正予算案が可決し、81年4月から沖縄県内で自衛官の募集業務を実施することになった。西銘は、「自衛官を募集することが戦争につながるものでもないし、県民を戦争にかりたてるものではない。もしそうであれば私自身が反対する」(琉球新報社編『戦後政治を生きて 西銘順治日記』(琉球新報社、1998年)、372頁)と語った。

国防から県政へ――「国を思う」軍人から「国を思う」政治家に

80年の沖縄県議会選の那覇選挙区において、自民党から桑江良逢が出馬した。彼は、沖縄に配備された陸上自衛隊臨時第一混成群の初代群長及び第一混成団の二代目団長を務めた人物であった。77年 | 月に自衛隊を退官し、会社役員を務めていた桑江であったが、県議会選に出馬した理由には、かつて那覇市長を務めた「家内の親父」の影響があったとい

う。桑江は公約で、「今までの私の経験と蘊蓄を活かし、県政の場において防衛問題の専門家として、正しい防衛の在り方について推進していきたい」(『琉球新報』 1980 年 5 月 29日)と語った。

8000 票近い票を集め、23 候補者中 8 位で桑江は当選した。ここに、沖縄県議会で議席を持つ自衛隊元幹部が初めて誕生した。知事の西銘は、桑江の当選を受けて「自衛隊に対する反発は決して濃厚ではないことを示している」「戦後 30 年余、国民の国防に対する理解が深まり、それが沖縄にも広がりつつある。それを端的に示したものと思う」(いずれも『沖縄タイムス』1980 年 6 月 10 日)と語った。西銘の語るように、反自衛隊運動の見られた那覇市の選挙区で、元自衛官の桑江が当選したということ自体、沖縄において自衛隊が定着していった現れの一つとしてみることができる。

桑江は公約通り、県議会で防衛問題について数多く発言し、自衛隊を議会の場で支援していく存在となっていく。

那覇防衛施設局長による沖縄評価の変化

西銘の知事就任前後で、那覇防衛施設局長による沖縄の政情分析にも変化が表れている。

多田欣二那覇防衛施設局長は、1978年4月に開かれた第14回自衛隊高級幹部会同において、沖縄の反基地・反自衛隊運動についてかつてのように抗議団が施設局に押し寄せたり、人権侵害ともとられかねない手段を選ばない激しい闘争は通常行わなくなったとしつつも、「沖縄における反基地運動は依然として根深く厳しいものがあり、何か事が起きれば大きく燃え上がるエネルギーを保有して」いるとなおも安心できる状況ではないと評価する(多田欣二「第14回自衛隊高級幹部会同報告資料 沖縄における基地問題について」昭和53年4月24日(防衛庁史室「高級幹部会同(昭和53年)1/2」[平17防衛01263100]、国立公文書館所蔵))。

ところが、西銘知事就任から3年以上が経過した1982年4月に開催された第18回自衛隊高級幹部会同での千秋健那覇防衛施設局長による沖縄における基地問題についての報告では、上記とは異なる沖縄評価が語られた。千秋は、西銘県政について、「革新勢力との対決の中で、本土との一体化、保守化政策を進めてきており、特に防衛問題に関しては県政の中で占めるウェイトが大きいにも関わらず本土の他の県には見られない程、はっきりと安全保障条約及び自衛隊容認の態度を打出してい」るとし、その理由を「現知事の個人的資質が大きく影響しています」と結論付ける。

そのような知事の姿勢は、米軍や自衛隊、防衛施設局にとっては「強力な援護」となっていると千秋は続け、さらには同年 | | 月の知事選で「保守が県政を獲るか或は革新が獲るかによって、沖縄における防衛施設の将来に決定的な影響を与えることになります」と断

じる。(千秋健「第 18 回自衛隊高級幹部会同報告資料 沖縄における基地問題について」 昭和 57 年 4 月 19 日 (防衛庁史室「高級幹部会同(昭和 57 年)3/3」[平 17 防衛 01271100]、国立公文書館所蔵))

那覇防衛施設局にとって、西銘知事は「強力な援護」を与えてくれる首長であった。実は、前知事である平良幸市革新県政下においても、県内部で自衛官募集業務を受諾するかについて議論が交わされていた。しかし、「知事の政治姿勢」(『沖縄タイムス』 1979 年 6 月 16 日、同、1979 年 8 月 1 日 夕刊)もあり、結局実現しなかった。

そのような、「知事の政治姿勢」が障壁となっていた沖縄で、日米安保、自衛隊を容認する「個人的資質」を持つ西銘が知事になったことの意味は大きいと考えられる。

燻り続ける自衛隊への反発

沖縄返還以後、自衛隊に関する事故は、米軍関係のそれと比して毎年数は少ないものの発生していた。西銘県政期には特に、那覇空港やそこに隣接する航空自衛隊那覇基地における事故が目立った。そこでの事故は空港利用者をはじめとする民間人に被害を与えることに繋がるため、県議会で与党自民党の議員らからも那覇空港の自衛隊との共同使用を取りやめることを要請する文言が入る意見書が提出されるような事態も起こった。

しかし、当時沖縄県企画調整部に勤務していた吉元政矩によれば、西銘には「自衛隊の基地がはまっているし、これを除けるという発想はなかった」(COE オーラル政策研究プロジェクト『吉元政矩オーラルヒストリー』(政策研究大学院大学、2005年)、147頁)。那覇空港に対する西銘の立場は、諸般の事情から民間専用化は現状では困難であり、「自衛隊との共同使用はやむを得ない」(『沖縄タイムス』1981年10月1日)というものであり、西銘知事の在任中、那覇空港問題が進展することは無かった。

また、自衛隊反対運動は施政権返還後当初ほどの勢いは見られなかったものの、在沖自衛隊十周年記念行事や 1987 年の沖縄国体(海邦国体)において抗議集会や反対運動、一部自治体での自衛隊支援要請拒否等が起こった。

知事選の争点としての自衛隊

基地に揺れる沖縄では、米軍だけでなく、自衛隊やその基地に対する態度もしばしば選挙戦の争点となった。

1978年の知事選において、革新共闘候補の知花英夫は反戦平和の立場を堅持するとして、一切の「軍事政策」や「軍国主義」復活に反対の立場を表明していた。そしてそこから、「憲法に違反し軍国主義復活を図る」自衛隊の沖縄からの即時撤去を掲げた(『沖縄タイムス』1978年11月16日)。西銘はこれに対し、「独立国家において、自らの国土と国

民の安全を保障する自衛力を持つことは、国際的常識」(『沖縄タイムス』 | 978 年 | | 月 | 16 日) という態度を取った。

1982年の知事選では、米軍・自衛隊基地の存在が沖縄振興開発の本格的推進を妨げていることは明白であり、自衛隊は憲法違反の疑いが強く、自衛官募集業務は憲法を守る立場から判断する必要がある、と唱える喜屋武真栄が革新共闘候補として立候補した。他方で西銘は前回選挙と立場を同じくし、自衛隊並びに必要最小限の基地の保持及び提供は不可欠との立場を取った。続く1986年の知事選では自衛隊については大きな争点とはならなかったが、西銘はこの3回の選挙のいずれにおいても当選を果たした。

イラクのクウェート侵攻(湾岸戦争)という国際的な揺らぎの中行われた 1990 年の知事選では、自衛隊の海外派遣を盛り込んだ国連平和協力法案問題に対する態度が主要争点に浮上した。革新統一候補の大田昌秀が、国連平和協力法案には絶対反対、と強い態度を打ち出す一方で、西銘には揺らぎが見えた。当初は海外派兵に繋がることには反対としながらも、次第に平和維持への貢献や、後方支援に限る、という表現で法案を支持する姿勢を見せるようになる。このような中、革新側は同問題を最大の争点として論争の中心に据える構えを取った。これに対して自民党沖縄県連は「自衛隊の海外派兵、それにつながる一切のことに反対である」(『朝日新聞』1990年10月31日)と態度を明らかにし、西銘についても法案賛成とは言っていないと打ち消しを図り、西銘自身も公式には発言を控えるようになった。

だが、沖縄県民はこの法案に激しく反発し、これを敗北の一因として西銘は敗れた。3期 12年に及ぶ西銘順治保守県政期はここに終焉した。NHKの世論調査では、それまで沖縄 における自衛隊に対する肯定的な評価は上昇傾向にあったが、92年の調査で初めて減少を 見せた。

おわりに

西銘順治県政は、沖縄社会・県民の中で自衛隊を容認する傾向が一層拡大していく中で 誕生した。そのような社会状況や、自衛隊を容認する姿勢を見せていた西銘知事のリーダ ーシップもあり、自衛官の募集業務の開始や海邦国体への運営参加などが実現する。この 時期は、1972年の沖縄返還から70年代中盤までの住民感情としての自衛隊の受け入れが 進んだ時期に引き続く、県が自衛隊を制度的に「受け入れて」いく時期であったと位置付 けられる。ただし、その傾向にも限度はあり、自衛隊の海外派遣を盛り込んだ国連平和協 力法案への態度を理由の一つとして、西銘は知事の座から退くことになったのであった。

本報告に対して、当日の質疑応答では、セキュリティの次元とローカルの次元を組み合わせて、ローカルな視点から安全保障問題を捉えなおすという試みが今後歴史研究でも発展していくであろうというコメントや、西銘の米軍と自衛隊に対する認識が彼の中でどの

ように共存していたのか、沖縄県内で自衛隊の容認が進んでいく要因として、西銘のイニシアティブ以外に国内的、国際的、人的、社会的要因は無かったのか、72年に東アジアにおける沖縄という視点が入ってくることと、ローカルな政治との影響はあったのか、90年知事選における西銘の自衛隊海外派遣に対する態度の揺らぎについて、ベトナム戦争の最前線基地であった沖縄だからこそ海外派遣という行為に非常にセンシティブであったのではないか、という指摘・質問があった。

いずれも重要な指摘であり、当日の応答で充分にお答えできなかった点もある。それら については、今後の研究課題としたい。

【研究会の記録】

第34回関西研究会

日時 2023年3月10日(金)14:00~17:00

場所 Zoom にて開催

〈研究報告〉

北村毅氏(大阪大学)

「日本の戦後処理再考――援護行政における行方不明者の不明について」

〈報告要旨〉

日本の戦後処理再考——援護行政における行方不明者の不明について 北村毅(大阪大学)

近代の戦争は、膨大な行方不明者と身元不明者を生起させる。行方不明者には名前があっても身体がなく、身元不明者には遺体(遺骨)はあっても名前がない。第二次世界大戦の人的被害に限っても、アメリカやドイツなどでは、関係機関によって行方不明者の探索が続けられ、その存在は死者(戦死者)とは明確に区別されてきたが、日本の戦後処理では、「行方不明者」というカテゴリー自体が存在してこなかった。

援護行政では、行方不明者も死者(=「戦没者」)として処理されてきたため、どれくらいの人びとが行方不明となり、今なお行方不明なのかが明らかになっていない。震災の人的被害の把握において、死者、行方不明者、身元不明者の区別があるにも関わらず、戦争に関しては、「行方不明」という認識の空白が当たり前のように受け入れられている。本報告では、このような特異な状況が歴史的に構成された経緯を辿りつつ、なぜ日本の援護行政において行方不明者が不可視化され、推定死者として扱われてきたのかを考察した。

まず、1940年代から50年代に公表されたアジア太平洋戦争の人的被害に関する調査報告を検討し、そこに「未帰還者」(敗戦後も、復員できずに戦地等に留まった軍人・軍属、ならびに、自己の意思に反して「外地」に残留した民間人)というカテゴリーがみられることを確認した。「未帰還者」とは、援護行政がその生死を確定することのできない(戸籍上の死亡処理が完遂できない)人びとを掌握するために用いた暫定的な作業用語である。本報告では、1958年4月に施行された「未帰還者に関する特別措置法」の成立の経緯を辿りつつ、援護行政によって未帰還者の「最終解決」が目されつつ、死没状況が不明、ないし、遺骨が現前しない存在——行方不明者——を最終的に死者化する法的基盤が整えられたことを明らかにした。

以上の戦後処理の過程を踏まえた上で、精神科医のロバート・J.リフトンや心理学者のポ

ーリン・ボスの議論も参照しつつ、行方不明という概念の不在と遺骨なき「戦没者」の宣告がいかに当事者(留守家族、遺族)の心情から乖離したものであったのかを検証した。援護行政は、戦死公報や「英霊の帰還」に体現される儀礼的演出により、「あいまいな喪失」(ボス)の強制終了を試みようとしたが、その結果、遺体という物質的実在を通して家族の死を確認したいという遺族の願いが置き去りにされたといえる。さらに、戦後日本における遺骨収集事業の限界についても指摘した上で、当事者の心情を記録した史料に即しつつ、経済的「援護」に特化された当事者不在の戦後処理の問題を浮かび上がらせた。

最後に、震災の犠牲者と比較しつつ、遺体確認の有無と名前確認の有無という観点から、アジア太平洋戦争の戦争犠牲者を四つに分類した図を示し、日本の戦後処理の空白を照射した。一般的に、アジア太平洋戦争の人的被害は、遺体と名前の両方が確認されている「戦没者」と遺体があっても身元不明の「無名戦没者」の二様で把握されてきたが、それ以外の二様の戦争犠牲者が閑却されてきたことについて考察した。すなわち、遺体の所在が分からない戦争犠牲者(=行方不明者)と名前も遺体も確認されていない(されえない)名状不能の戦争犠牲者であり、本報告では前者の不在について問題化することを試みた。しかし、後者の非在については漠然とした問題提起に留まり、今後の課題として挙げておかなければならない。

アメリカでの史料調査はこれからどうなるのだろうか

三宅明正

はじめに

2023 年 9 月、占領期日本の労働史料調査のためアメリカに出かけた(費用は科研費)。 コロナ禍をはさんで 4 年ぶりのアメリカだった。このとき、インフレによるアメリカの物価高と、極端な円安とに、大きな衝撃を受けたので、感じたことをいくつか書こうと思う。訪問先はワシントン DC 北東部にある Catholic University of America のアーカイブで、目的の文書は、経済科学局労働課の労働教育係長だった Richard Deverall による日本各地の労働事情調査報告である。同調査報告のうち、神奈川県関係のものはすでに収集して訳し公開したので、興味のある方は参照されたい(「リチャード・デヴェラル調査報告」、『横浜市史 II 資料編 5 戦時・戦後の労働と企業』1995年)。今回は労働事情調査報告全体の目次と、広島県、長崎県、福岡県、千葉県、埼玉県関係の箇所、ならびに産報解散関係の箇所を pdf で収集した。関連してコロナ禍を通してアーカイブのありようがやや変わったのではないかという感想を持ったので、併せてそのことも書く。

Ⅰ 嵩む費用

1985年のプラザ合意以降、強くなった円の影響もあって日本からの海外史料調査は格段に行きやすくなった。さらに 21 世紀になって科研費が広く海外の調査に使えるようになると、多くの人々が各地のアーカイブに出るようになった (三宅「海外文書館資料」、石井・原・武田編『日本経済史』第6巻、東京大学出版会、2010年)。今回、私は羽田から IAD (ダレス空港)への UA の直行便を利用した。運賃は少し高くなった感じがしたものの違和感はなかった。しかしこの便は驚くほどに混んでいた。東南アジアや東アジア各地から、同じグループの便で来て羽田で乗り換え、アメリカへ向かう乗客が多かったのである。1980年代まで、日本からアメリカへ行くのに経費節約のためソウル経由で渡米する人々が多くいたが、それの変形とみていいのではないかと思う。

アメリカでまず驚いたのはホテル代である。日本から DC へ行く研究者が短期滞在時によく使ってきた H というホテルがある。ここは国立公文書館(本館)に近く、以前はチップ不要のカフェテリアもあり、廉価で有名だった。しかし 23 年 9 月、そこが税込みで I 泊 200 ドル(日本のカード会社の米ドル変換手数料を含むと円換算で 3 万円超)もするのである。ちなみに H ホテルの部屋にはキッチンはない。私は I 週間以上滞在する際は、部屋にキッチンがついていて近くにスーパーがあることを宿泊先の条件にしており(その方が食費を含めると安くなる)、H とは別の宿を前払いでとったのだが、そこもかなり高額だった。なおこれ

は国家公務員旅費法の準用だろうが、海外ホテルの宿泊費は「指定都市」の場合 I 泊 22000 円となっている(I ドル I50 円で計算すると I47 ドル)。時期にもよろうが、この金額で安全かつ交通の便のよい宿を探すのは、アメリカの指定都市ではけっこう難しいのではないかと感じた(その後 2023 年 I0 月末に財政制度等審議会が円安や物価高に対応して「実費支給を原則」とする方針を出し、改定される予定になった。『読売新聞』2023 年 I0 月 28 日)。

次に驚いたのは食事代の高さである。私は朝食と夜食は宿で自炊するため(といっても温めたりする程度)、外食は基本的に昼食のみであったが、大学に行った最初の日にカフェテリアでコーラー杯が5ドル6セントもすることにびっくりした。アーカイブの閲覧時間が10時から16時だったこともあり、結局、大学では昼食はとらないことにした。

休みの日に航空宇宙博物館別館にエノラ・ゲイの写真を撮りに行き、そこの S.S.という最近有名になったバーガー店で昼食をとったところ、ハンバーガーとコーラで税別 18 ドルだった。ちなみに全く同じバーガー店の同じメニューが日本の店舗では 1380 円と半額である。どういう仕組みでこうなっているのかはよく判らないが、同じ商品が、現在の日本ではアメリカの半額程度で供されているのである。このことを他の例でも検討してみよう。DC ではないが、2010 年代半ばにケンブリッジのハーバード大学正門近くにオープンしたラーメン店 S (本店は日本の旭川) では、2016 年 8 月にラーメン一杯が税別 10 ドルだった。同月、そことは別のレストランでランチを一緒にとった A.ゴードン氏と、ラーメンが一杯 1000 円というのはかなり高いのではないかという話になった(2016 年 8 月の 1 ドルは 101. 29円)。その後 2022 年 3 月に同店のラーメン一杯は 15 ドルとなり(ウェブでの情報)、現在はさらに高くなったようである。仮に 15 ドルだとして現在の円貨では 2250 円、同一チェーンの日本の渋谷店では一杯 1100 円なので、これも同じ商品がアメリカの半額である。

こうみると、「安い」日本では、同一の商品がアメリカの半額程度になっているとみていいだろう。その商品には労働力も含まれているのではないか。「安い」日本に世界各地から観光客が訪れるのもむべなるかなである。

実際、ワシントン DC の法定最低賃金は時給 17 ドル(2023 年 7 月、労働政策研究・研修機構のホームページから)で東京の 2 倍以上である。また 4 人家族が中流階級に属するための最低年収は、ワシントン DC の場合 8 万 1396 ドル(1207 万円)だという(『ニューズウイーク日本版』2023 年 9 月 25 日付)。2023 年 9 月現在、ハリウッドの脚本家組合や俳優組合のストライキに続いて UAW のストライキが話題になっているが(UAW のストはその後 2023 年 10 月末に 25%の賃上げで妥結)、アメリカの賃金全般と比べると日本のそれは明らかに低い。アメリカだけでない。他の OECD 諸国と比べても、2021 年の平均賃金調査では、日本の平均賃金は 39、711 ドル。OECD38 か国の中で、24 位である(OECD 調査)。

アメリカと日本の物価上昇率を、前回私が訪米した 2019 年を基準にしてみると次の通り

である。

	2020年	2021年	2022年	2023年
アメリカ	1.25	4.68	7.99	4.52
日本	-0.03	-0.24	2.50	2.70

また | ドルは何円かをみると、2020 年 | 06.7746 円 2| 年 | 109.7543 円 22 年 | 131.498 | 円 23 年 9 月 8 日 | 147.8 | 100 円である。ホテル代、食事代に私が驚いたのも当然なのだろう。

円安の進行がどこまで進むかは見通せないものの、日本からの訪米調査者にとって、経済 的にはかなりきつい状況がしばらく続くとみて間違いないのではないか。

2 移動手段の変化、タッチ型決済、アーカイブ業務の体系化と組織化

次に DC での調査に際して、コロナ禍を経て変わったと思った点をあげる。まず移動手段では、タクシーの激減である。この点は 2019 年にサンフランシスコで痛感したのだが(三宅「働くことは変化している」南塚・小谷・木畑編『歴史はなぜ必要なのか』岩波書店、2023年、で述べた)、ワシントン DC でもタクシーは減り、西海岸発の Uber や Lyft の車が圧倒していた。ただし市内並びに近郊の文書館や議会図書館の調査では、地下鉄など他の手段を使うから、空港との行き来を除くとタクシー減少の影響はないだろう。

市内での移動手段で驚いたのは、乗り捨て型自転車と電動スクーターの普及である。これらは uber や lyft 同様スマホのアプリで利用できる(管理されている)もので、乗り捨て場所も自由である。今回私は利用しなかったが、DC のモール周辺はこれで移動する人が多く、博物館の資料室等を含めると、調査者の移動手段としても適切なのかもしれない。

驚いたのは従来からのクレジットカードの利用が制限されている店舗などが多かったことである。タッチ決済型のカードに限定している場所がけっこうある。私が一番困ったのは、宿にあるランドリーマシンだった。アメリカでもドイツでもランドリーマシンは 25 セントのクォーター硬貨 4 枚程度で | 回の洗濯(ないしは乾燥)というのが、2010 年代まで一般的だったが、現在は現金が使用できず、代わりにタッチ決済型のカードに限定されるようになっていた。私は洗濯や乾燥の都度、宿のフロントに行って利用可能にしてもらったのだが、かなり面倒だった。あらかじめクォーター硬貨を準備する必要がない点では便利なのだろうが。ちなみに料金は跳ね上がっていて、 | 回の洗濯ないし乾燥は、なんと 2.5 ドルになっていた(2019 年の 2.5 倍)。タッチ型カードの普及は、コロナの時期に対面型決済が後退したことを物語るのだろう。

アーカイブでの作業について。これは私が訪れた | 箇所だけの経験なので決して一般化できないが、コロナの時期にアーカイブの業務の組織化、体系化が進んだように感じた。もち

ろん私は事前に訪問日時や閲覧したい史料を先方に伝えてあったのだが、初日に受付にそのことが伝わっておらず、これは面倒なことになったと思った。しかし私と当日不在だったアーキビストとのメールがすぐにアーカイブのスタッフ間で共有されて対策がとられ、結果として全く不便を感じることがなかった。

アメリカのアーカイブや図書館で、担当者が違うとそれだけで仕事が進まないという経験をした人は決して少なくないだろう。おそらくこれは人と job とのあり方に関わっているのだろう。そうした状況はアメリカだけでない。例えばインドの国立公文書館では、スタッフ個々人の宗教によって休日が異なっており、私自身訪ねた当日になってそのことを知って、アーカイブから下宿先に戻るしかないという経験を何度かしたことがあった。今回のアーカイブでの経験は、そうしたものとは明らかに異なり、業務の組織化、体系化が進んだように感じた。

またアーカイブのスタッフの業務にも、在宅勤務が導入されていて、閲覧室からその場に不在のスタッフとのメールでのやりとりで作業が進むという体験をした。さらに史料そのものの pdf 化が進められているようで、複写を依頼すると、旧来の紙のコピーではなく pdf での取得が一般化したように感じた。そういえばアメリカのアーカイブで複写を依頼する際には、縦長の用紙に必要事項を記載して史料にはさむ方式が一般的だが、今回その用紙の最上段に印刷されている文字は copy や photo copy ではなく、pdf になっていた。紙のコピーでなく pdf になると、日本に持ち帰るのも楽であり便利である、従来のような紙だと、帰路の航空機での荷物量や、印刷物郵便、宅配便、M-bag などでの、重さや経費、到達日数、内容限定など、さまざまな制約があったからである。

おわりに

日本からの調査者について。アメリカのアーカイブを訪れる人の専門分野は、アメリカ研究、日米関係、国際政治、占領史などの人々が多いのだろう。DC で最も多く日本からの人が通った(通っている)のは、国立公文書館の別館(アーカイブII)である。現在でもアメリカの公文書館で新たに公開される日本関係の文書が、しばしば新聞を賑わすことは周知の通りである。占領期に関しては、近年は DC に止まらず、占領スタッフの個人文書のある各地のアーカイブでの調査が増えているのではないだろうかと推測する。

最近の若い人々による海外での史料調査がどうなっているのか、私は知らないが、おそらくどこでどういう文書が閲覧できるか、SNS などで情報が共有されているのではないか。かつて占領史研究会(1972 年-1992 年)は、史料に関する重要な情報共有の場でもあった(三宅「占領史と同時代史」『同時代史研究』第 16 号、2023 年)。私はそこでさまざまな方から多くのことを教わってきた。個々の史料についてだけでなく、調査先や宿泊場所、気候、食事など実に多様な内容だった。

前回、2019 年夏のアメリカでの調査では、私が西海岸から東海岸に向かおうとしているちょうどその時に、浅井良夫氏が東海岸から西海岸と逆方向に移動中で、東海岸の気候をemail で教えてもらい、あわててトレーナーを買ってサンフランシスコからの飛行機に乗ったことがあった。

史料調査に関してさまざまな情報と経験と共有する、そういう場所がもう少しあってよい と考え、この拙い文章を書いた。

【編集後記】

昨年度の大会では例年を遥かに上回る数の自由論題報告が実施され、コロナ禍で停滞していた研究発表が一気に消化された感があった。その反動が心配されたが今年度も 10 本のエントリーがあり、会員各氏の研究活動が着実に進展していることがうかがわれる。大会当日は各報告をめぐって活発な議論がなされ、学会全体の研究活動もまた着実に進展していることが示されるだろう。

さて、今号の編集は税制をめぐって政権が混迷の度を深めるなか進められた。昨年末に将来の増税含みで「反撃能力」の保有を盛り込んだ安全保障関連3文書を閣議決定しながら、肝心の増税論議は先送りされ、ようやく増税の中身の検討に重い腰を上げるのかと思いきや、税収の上振れ分を「還元」するために所得減税をするのだという。

時の政権の打ち出す目玉政策がその時々の情勢に左右されて場当たり的になりがちなのは今に始まったことではないが、それにつけても財政という国家運営の中核領域の基盤である税制をめぐるこの迷走ぶりはどうしたことか。そもそも「還元」とは、辞書的には「元ある状態に戻すこと」を意味する言葉だ。国家による課税は元ある状態からの逸脱だとでもいうのだろうか。だとするならば、再分配を旨とする現代国家における行政府の長(および立法府の構成員)たる資質に大きな疑問符がつくというものだ。

ビルトインスタビライザーといった概念が政策実践の場で活用可能な条件が失われて久しいという事情はあるにせよ、単年度ごとの税収見込みからの上振れ分をもって減税財源とするなどという超近視眼的なアイディアが、十分な政策チェックを経た形跡もなく政権の目玉政策として打ち出されるという事態には、実に暗澹たる気持ちにさせられる。「国家百年の計」などと大げさな物言いをするまでもなく、税制は中長期的な展望とセットで論じられなければならない。戦後日本でそれを得意としてきたのは官僚たちだったはずだが、現政権はそれを取り巻く官僚機構からすでに見放されているのだろうか。それとも長年にわたる「政治主導」「官邸主導」型の改革政治によって、官僚たちもまた長期のスパンで政策を構想立案する能力を喪失してしまったのだろうか。そうだとするならば、この間私たちが失ってしまったものはとても大きい。

と同時に、その回復に資すべき私たちの仕事の意義もまた大きい。学問の有用性について「分かりやすい説明」を求められる昨今の風潮をよしとするつもりは毛頭ないが、歴史を学ぶことを主たる目的としていない学生たち(および同僚教員たち)に日々向き合っている筆者は、その「効用」をさしあたり「歴史研究および歴史教育は目の前の現実を相対化し長期的な視野で物事を考えるための格好のトレーニング機会を提供しているのだ」と説明することにしている(それがすべてではもちろんないが、それ自体が間違っているとは思わない)。短期的な政策課題であっても中長期的な時間の流れのなかで評価する、そうした社会をつくるために、私たちにできることがきっとたくさんある。 (中村一成)

同時代史学会 News Letter 第42号

発行日: 2023 年 11 月 15 日

連絡先:〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1

日本大学法学部 9603 研究室 原山浩介気付

電子メール: info@doujidaishi.org